

## ○ 道路の法律

### 1. 基本的管理法

#### ○ 道路法（昭和27年法律第180号）

道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し公共の福祉を増進することを目的とするもの。

### 2. 高速自動車国道に関する法律

#### ○ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）

高速自動車国道に関して、道路法に定めるもののほか、路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定め、もって高速自動車国道の整備を図り、自動車交通の発達に寄与することを目的とするもの。

#### (※) 高速自動車国道の意義及び路線の指定

高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 國土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 二 高速自動車国道法第3条の規定により定められた高速自動車国道の予定路線のうちから政令で路線を指定したもの

#### ○ 國土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）

国土の普遍的開発を図り、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可欠の基盤たる全国的な高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫し、又は横断する高速自動車国道43路線11,520kmを開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とするもの。

### 3. 道路の整備等を促進するための法律

#### ○ 道路整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）

負担・補助率の嵩上げ措置、電線敷設工事資金貸付金制度、自動運行補助施設設置工事貸付金制度、特定連絡道路工事資金貸付金制度、高速道路利便増進事業等を定めるもの。

### 4. 特別な道路の整備等に関する法律

#### ○ 道路の修繕に関する法律（昭和23年法律第282号）

当分の間、地方道に係る修繕工事に対する補助規定を定めるとともに、指定区間外の一般国道の修繕工事の直轄施行を定めるもの。

#### ○ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保するため、当該地域の道路につき、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、もってこれらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的とするもの。

○ **交通安全施設等整備事業の推進に関する法律**（昭和41年法律第45号）

交通の安全を確保するため、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を国家公安委員会及び国土交通大臣が指定するとともに、当該実施計画の作成、費用の負担又は補助に関する特例等を定めるもの。

○ **幹線道路の沿道の整備に関する法律**（昭和55年法律第34号）

道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道整備計画の決定、沿道の整備を促進するための措置等について定めるもの。

○ **共同溝の整備等に関する特別措置法**（昭和38年法律第81号）

共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まって共同溝の整備を行うことにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とするもの。

○ **電線共同溝の整備等に関する特別措置法**（平成7年法律第39号）

電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、道路の地上における電線、電柱の占用の制限と相まって電線共同溝の整備を行うことにより、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とするもの。

○ **自転車道の整備等に関する法律**（昭和45年法律第16号）

交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、自転車が安全に通行することができる自転車道の整備等に関し必要な措置を定めるもの。

○ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**（平成18年法律第91号）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるもの。

○ **都市再生特別措置法**（平成14年法律第22号）

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市再生基本方針の策定、民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度等について定めるもの。

○ **無電柱化の推進に関する法律**（平成28年法律第112号）

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定等を定めるもの。

○ **自転車活用推進法**（平成28年法律第113号）

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの。